



CONTENTS

第10回学術集会長挨拶.....	1
日本食物繊維学会第10回学術集会開催および演題募集のお知らせ.....	2
海外の健康強調表示の動向と日本の関わり.....	4
編集委員会より.....	8

第10回学術集会を開催するにあたって

第10回学術集会長（県立長崎シーボルト大学） 奥 恒行

第1回学術集会を東京都（国立健康・栄養研究所）で開催するときにお世話させていただいてから丁度10年目に、第10回学術集会を再びお世話をさせていただくことになり、その巡り合わせに運命的なものを感じます。第1回学術集会は、本学会（当時は食物繊維研究会）が発足して初めてのことでしたので、どのような取り組みをすればよいか模索しながら準備をした記憶があります。それ以降、8回の学術集会を開催し、学術集会の運営や発表等は軌道に乗ってきたように思います。

第10回学術集会は、平成17年11月18（金）、19日（土）に長崎県（県立長崎シーボルト大学）で開催させていただきます。今回の学術集会では、難消化性オリゴ糖や糖アルコールに視点をおいた特別講演やシンポジウムを計画したいと考えております。他薦・自薦のスピーカーも歓迎いたしますので、関係企業・研究者の積極的な参加を期待しております。また、多くの方々の一般演題申込みをお待ちしております。この時、全国から食物繊維の専門家が長崎に来られますので、2日目（土曜日）の午後には市民公開講演会「食物繊維の科学と生活

習慣病予防」を開催したいと計画しております。ところで、現在までの本学会の講演要旨集はB5-版ですが、今回が第10回という節目であることや他の多くの学会の講演要旨集がA4-版であることを考えてA4-版にしてはどうかと検討しております。また、本学術集会は討論を活発にするということで、1演題あたりの持ち時間を多くとってきた経緯があります。今回もそれを踏襲したいと考えております。いろいろ皆様方のアドバイスをいただきながら実りある学術集会となるように準備を進めたいと考えておりますので、どうぞ忌憚のないご意見や要望をお聞かせください。

第10回学術集会を開催する長崎は、今までの開催都市では東京から最も遠隔地になりますが、独特のムードを持った地方都市でもあります。学術集会前後を利用して、五島や壱岐・対馬などの離島、ハウステンボスや九十九島などの観光地にも是非足を運んでいただきたいと思います。また、前日（17日）の夜には長崎の郷土料理である『卓袱料理』を楽しむ会を会費制で計画する予定です。これにも是非ご参加ください。

第10回学術集会開催および演題募集のお知らせ

第10回学術集会は、以下の要領で開催いたします。今回の学術集会では、難消化性オリゴ糖や糖アルコールに視点を置いた特別講演やシンポジウムを計画したいと考えております。他薦・自薦のスピーカーも歓迎いたしますので、関係企業・研究者の積極的な参加を期待しております。また、多くの方々の一般演題申込みをお待ちしております。奮ってご応募ください。

1. 第10回学術集会のご案内

(1) 日時： 平成17年11月18日（金），19日（土）

(2) 場所： 県立長崎シーボルト大学

〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

Tel& Fax; 095-813-5211（直通） E-mail; okutsune@sun.ac.jp

(3) 日程：

第1日 11月18日（金）

午前 9:00～：一般演題発表

午後 13:00～：評議員会，総会

14:00～：基調講演，シンポジウム，懇親会

第2日 11月19日（土）

午前 9:00～：一般演題発表

12:20～：奨励賞受賞式

午後 14:00～：市民公開講演会（市内会場の予定）

(4) 申し込み期限および申し込み先

平成17年9月16日（金）必着（日本食物繊維学会誌第9巻1号に掲載予定の演題申込要領に従いお申し込み下さい）

〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

県立長崎シーボルト大学大学院人間健康科学研究科栄養科学専攻

日本食物繊維学会第10回学術集会事務局 中村禎子

Tel&Fax 095-813-5211 E-mail : nacsac@sun.ac.jp

(5) 学術集会受付

受付は開始30分前より行います。参加費・会場費（講演要旨集込み）として、正会員3,000円，学生会員1,500円，非会員4,000円を申し受けます。

(6) クローク，昼食，宿泊の手配など

1) クロークの準備ができませんので，予めご了承ください。

2) 昼食は大学内生協にて弁当販売があります。大学付近には，飲食店およびコンビニエンスストアが少ないので，なるべく事前に事務局まで弁当をお申し込みください。

3) 宿泊はJR長崎駅付近，または新地近隣のホテル，旅館をご利用下さい。事務局では斡旋いたしませんので，ご了承ください。

(7) 学術集会会場への交通案内

全国主要都市からシーボルト大学へのアクセス

東京	羽田空港（飛行機110分）	長崎空港	リムジンバス（40分）	昭和町	バス10分	県立長崎シーボルト大学
大阪	関西国際空港 伊丹空港 （飛行機70分）		海上タクシー（20分）	長与	タクシー （15分）	
福岡	JR博多駅 （JR120分）	JR長崎駅	バス25分			
	九州自動車道・福岡IC （車100分）	川平有料道路 女の都ランプ		車2分		

詳しい地図は、県立長崎シーボルト大学ホームページをご覧ください。

<http://www.sun.ac.jp/access/map/>

(8) その他

1) 懇親会

日時：11月18日（金）18：30～

場所：県立長崎シーボルト大学生協食堂

会費：4,000円（学生2,000円）

2) 長崎の郷土料理「卓袱料理」を楽しむ会

事前に事務局までお申し込みください。

日時：11月17日（木）夜（理事会終了後）

会費：10,000円前後

場所：未定（市内料亭の予定）



日本学術会議に広報協力学術団体申請

数年前より複数の会員から日本学術会議の学術研究団体として登録の希望が出ました。登録は3年に1度行われ、平成17年が登録年度になるとの情報が寄せられました。

残念ながら、日本学術会議の選挙制度の変更に伴って、学術研究団体の制度はなくなってしまいました。これに替わる制度（?）として広報協力学術団体の制度ができました。当学会はこの団体としての要件は満たしておりますので、3月はじめに申込みをいたしました。学術会議の総会において決定されるようですが、現時点では登録受理の返事は来ておりませんので、会誌あるいは次号のニューズレターやホームページでご報告いたします。

大学によっては、学術研究団体として登録されている学会の会誌に掲載されている論文を博士論文として認めるということがありました。今後、広報協力学術団体に登録されれば、同様の扱いになるかは不明ですが、登録時期が限られていますので、今回申込みをいたしました。学術会議の運営細則の内規によりますと、登録団体に対しては学術会議との懇談会、学術会議発行の刊行物の配布などが行われます。従って博士論文の件は各大学における規定によるものと思われま。各大学における対応につきまして情報がありましたら、お知らせ下さい。

海外の健康強調表示の 動向と日本の関わり

ダニスコジャパン（株） 浜野 弘昭

1. 米国における健康強調表示制度の経緯

1) 栄養表示教育法 Nutrition Labeling and Education Act, NLEA

米国では、1990（平成2）年に栄養表示教育法が成立した。この法律で、米国は、栄養成分強調表示に加えて、健康強調表示の制度を世界に先駆けて導入した。食品或いはその成分と疾病或いは健康に関する状態の関係、即ち、疾病リスクを低減させる旨を表示出来るようになった。ただし、これらの関連性については「明確な科学的同意Significant Scientific Agreement」が求められ、事前にFDAの承認が必要とされた。

2) 栄養補助食品健康教育法 Dietary Supplement Health and Education Act, DSHEA

1990（平成2）年の栄養表示教育法に次いで、1994（平成6）年10月、栄養補助食品健康教育法が法制化された。この法律では、科学的根拠に基づき、一定の栄養効果の表示（構造/機能表示 Structure/Function Claims）について、FDAへの通知のみで、市販前の承認を不要とした。このことから、ビタミンやミネラルだけでなく、ハーブやアミノ酸等さらにはそ

他の新たな食品素材についてもFDAの承認を得ずに販売し、しかも、その栄養効果或いは健康強調表示ができる事になった。このため、食品と医薬品の区別や表示の範囲等に関し、国内的にも国際的にも議論を呼んだ。

3) 限定的健康強調表示 Qualified Health Claims

限定的健康強調表示そのものについては、2000（平成12）年に既に制度化されてはいたが、あくまでも補完的なものであり、極めて消極的なものであった。ところが米国FDAは、「より良い栄養摂取のための消費者健康情報キャンペーン」の一つとして、2003（平成15）年7月10日、新たな限定的健康強調表示の制度を2003年9月1日より実施すると発表した。

その制度は、栄養表示教育法(1990)における「明確な科学的同意」の基準を満たしていない場合であっても、その強調表示を支持する証拠がそれを否定する証拠より質的に勝る場合、然るべき適切な条件付きの（限定的な）健康強調表示として正式に認めようとするものである。即ち、従来は、FDAによる評価に際し「明確な科学的同意」の基準（仮に100点満点として）を満たしていない場合は、全て不許可であったものを、例えば、80点、60点或いは40点の場合であっても、その科学的証拠の範囲内での表示を認めるという点で、極めて画期的な制度といえるものである。日本における「条件付き特定保健用食品」の表示のあり方の検討に際し参考となった制度で

表1 米国と日本の健康強調表示制度

年代	米 国	日 本
1984-86	“Designer Foods” “Nutraceuticals” “Functional Foods”	食品機能の系統的解析と展開 ①一次機能—栄養補給 ②二次機能—味覚・嗜好 ③三次機能—生体調節機能⇒機能性食品
1990	栄養表示教育法(NLEA) ⇒栄養表示基準・健康強調表示	
1991		特定保健用食品制度
1994	栄養補助食品健康教育法(DSHEA) ⇒構造/機能強調表示	
1995/6		栄養表示基準制度
1997-2001		規制緩和措置（形状規制・上限摂取量の撤廃、成分本質等医薬品の範囲の見直し）
2001		保健機能食品制度
2003-2004/5	限定的健康強調表示制度	「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会提言/実施

ある。なお参考までに、米国と日本における健康強調表示に関わる制度の経緯を対比した表を表1に示した。

2. 欧州における健康強調表示制度の動向

現在ヨーロッパには、補助食品food supplements, 強化食品fortified foods, 機能性食品functional foods, 健康/機能強調表示health/functional claims等について、共通の法律上の定義が無い。同域内には、こういった制度に前向きな国、保守的な国があり、これまでは各国がそれぞれに、あるいは業界が自主的に調査、研究、定義付けをし、国として或いは業界とともに取組んでいた。

しかしながら、日本における特定保健用食品（1991）やその後の保健機能食品制度の創設（2001）、米国における栄養表示教育法（1990）、栄養補助食品健康教育法（1994）、更には限定的健康強調表示制度の導入（2003）等の動向及びコーデックスにおけるビタミン・ミネラルサプリメントや健康強調表示に関する討議の進捗状況から、EUとしても何らかの法制化が急務となってきた。こうした背景から、表2に示すようにEUとしての制度化に関する提案がなされている。

1) フードサプリメントに関するEU指令

EUは2002年6月にフードサプリメントに関するEU指令を発した。13種類のビタミンと15種類のミネラルについて、2005年8月からはEU全域（現在加盟国は25か国）で、フードサプリメントに関する唯一の法律として有効性を持つとされている。なお、その他の栄養成分、

例えばアミノ酸、脂肪酸、食物繊維、ハーブ等については今後の検討課題としている。

2) 食品の栄養表示及びヘルスクレームに関するEU法案

健康強調表示についても、これまでEU域内において各国の法制度の中で、法規制というよりむしろ自主規制という形で取り組みが行われてきたが、この場合も、2003年7月に「食品の栄養表示及びヘルスクレームに関するEU」が公表された。この法案では、例えば低カロリー、低脂肪といった従来の栄養表示基準に加えて、科学的な裏付けについての評価がなされた食品（成分）と健康或いは疾病との関係について、①高度機能強調表示と②疾病リスク低減表示の2つについて、ヘルスクレームを認めようとの提案である。現在、各国からの意見などを取りまとめているところで、2008年頃の制定を目指しているとされている。ただし最終的には、後述するいわゆるPASSCLAIMやコーデックスの結論を反映することとされているため、これらの討議結果如何で、内容的に或いは時期的に流動的な部分が残されている。

3) ヨーロッパ機能性食品科学（FUFOSE）

EUのヘルスクレームに関する法案については、それまで将来の機能性食品の科学的根拠に基づく法制化に向けて、2つの研究プロジェクトを推進してきた。その1つがヨーロッパ機能性食品科学プロジェクト（FUFOSE）であり、特定の栄養成分が身体の（生理）機能に与える効果の証明に必要な科学的根拠の評価

表2 ヨーロッパの健康強調表示制度

	ヨーロッパ各国	EU
1997	食品販売における健康強調表示 (スウェーデン)	(1996-8) ヨーロッパ機能性食品科学 (FUFOSE)
1998	食品販売における医薬品的表示及び健康強調表示に関する指針 (フィンランド)	
1999	食品の健康強調表示に関する実施要綱 (ベルギー)	
	健康食品の広告に関する指針 (オランダ)	
2000	食品の健康強調表示に関する実施要綱 (英国)	
2002		フードサプリメントに関するEU指令
2003		食品の栄養及び健康強調表示に関する欧州議会及び理事会規則提案
2004/5		(2001-4) (PASSCLAIM) 食品強調表示の科学的根拠の評価法

を目的として、1996年にヨーロッパ10か国の産・学及び研究機関により組織化された、1996～1998の3年間プロジェクトであった。この研究結果から、EUにおける将来のヘルスクレーム制度の基本となる科学的根拠に基づく表示の概念がまとめられた。更にこの中で、食品のヘルスクレームとして、①高度機能強調表示と②疾病リスク低減表示の2つを提唱した。この提案は、その後のコーデックスにおけるヘルスクレームの定義に大きな影響を与えた。

4) 食品強調表示の科学的根拠の評価法 (PASSCLIM)

1998年に終了したFUF0SEプロジェクトを引き継ぎ、15か国の産・学及び研究機関により新たに組織化した、2001～2004年の4年間プロジェクト、食品強調表示の科学的根拠の評価法 (PASSCLIM) である。この目的のため、表3の個別テーマグループごとに作業が進められた。

このPASSCLAIMプロジェクトは、2004年12月に作業が終了した。今後は、これらの研究結果を最終的な文書としてとりまとめ、2005年の夏頃には、提言を含めた、いわゆるコンセンサスドキュメントが公表される予定である。この内容は、EU自体の制度に影響を持つばかりでなく、コーデックスの討議にも多大な影響を持つことになるとと思われるため、その内容については注視する必要がある。

3. コーデックスにおける健康強調表示制度に関する議論の動向と日本の関わり

1991(平成3)年、特定保健用食品が制度化

され、その後、2001(平成13)年4月に発足した「保健機能食品制度」において、栄養素の機能を表示できる「栄養機能食品」というカテゴリーが新たに設けられた。この制度改正は、コーデックス (Codex) が策定した「栄養強調表示」や「健康強調表示」を反映したものであり、ここ数年のわが国における食品の健康強調表示制度の変化は、コーデックスと歩調を合わせるかたちで動いているとあって良い。食品の健康強調表示に関するコーデックスの最近の動向と、それに伴うわが国の制度改正との関わりを表4に示した。

1) 栄養素機能強調表示

1997(平成9)年に採択された、コーデックス「栄養強調表示の使用に関するガイドライン」には、(1) 栄養成分強調表示、(2) 比較強調表示、さらに当時日本では採用されていなかった(3) 栄養素機能強調表示の3つが盛り込まれていた。一方米国においては、1994年栄養補助食品健康教育法が施行され、いわゆるサプリメントについて「構造/機能」に関する表示が出来るようになり、当然のごとく、日本にも同様なサプリメントの市場開放の強い要請があった。

日本における栄養素機能強調表示については、栄養表示基準制度(1996)発足当時は、基本的には薬事法との関係から、直ぐには導入できなかった。後に、1997(平成9)年から2001(平成13)年にかけて薬事法に基づく医薬品の判断基準を緩和し、ビタミン、ミネラルおよびハーブ類について、摂取量或いは形態(剤形)による制限を撤廃した。こうし

表3 ヨーロッパ：PASSCLAIM

【個別テーマグループ：Individual Theme Groups】

A：食事に関連する心血管系疾患(Diet Related Cardiovascular Disease)

B：骨の健康と骨粗鬆症(Bone Health and Osteoporosis)

C：運動能力とフィットネス(Physical Performance and Fitness)

E：インシュリン感受性と糖尿病リスク(Insulin Sensitivity and Diabetes Risk)

F：食事に関連する癌(Diet Related Cancer)

G：心理の状態と機能(Mental State and Performance)

H：腸管の健康と免疫(Gut Health and Immunity)

て、2001（平成13）年の保健機能食品制度の創設により、栄養機能食品として新たに栄養素機能表示が制度化されたのである。

2) 疾病リスク低減表示

2004（平成16）年7月、「コーデックス食品表示部会」で1990年代の後半から議論されてきた健康強調表示が、「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」として承認・採択された。コーデックスでは、1997年に「栄養強調表示の使用に関するガイドライン」が既に承認・採択されているが、これに、健康強調表示として、(1) 栄養素機能強調表示 (Nutrient Function Claims)、(2) その他の機能強調表示 (Other Function Claims)、(3) 疾病リスク低減表示 (Reduction of Disease Risk Claims) を加えたかたちになっている。

こういった背景のもと、日本における疾病リスク低減表示については、2004（平成16）年6月の「健康食品に係る今後の制度のあり方について（提言）」では、『疾病リスク低減表示については、アメリカで既に認められているほか、コーデックス、EUにおいても認められる方向にあることから、表示の選択肢を拡げ消費者に対して明確な情報を提供する観点から、わが国においても認めるべきである。』として、疾病リスク低減表示の容認に踏み切ったのである。

3) 健康強調表示の科学的根拠

現在、コーデックスでは、新たに「健康強調表示の科学的根拠」についての議論が始まっている（ステップ3）。表示部会でつく

られたガイドラインは、ヘルスクレームの概念として「定義」や「範囲」といった枠組みを示したものであり、実際にはもう一つ重要な問題が残されている。それは「この食品は○○○に効果がある」という時に、どのような科学的根拠、どういう臨床試験や動物試験があれば、それを言ってもよいとするのかといった、科学的根拠の基準づくりである。日本風にいうと「審査基準」である。ヘルスクレームの科学的根拠については「コーデックス栄養・特殊用途食品部会」の重要課題の一つである。これが正式に議題に上がったのは2003年であるが、現在のところ、実質的な討議はあまり行われていない。また、その議論の中身も極めて概念的なものにとどまっている。今後、この議論がどこまで具体的な細部に踏み込んでいくのか、例えば、科学的根拠を求める際に、ヒト試験が必要なのか、ダブルブラインドテストが必須なのか、統計的な有意性はどうか、各種バイオマーカーとして何が有用であるのか、食品の健康強調表示の範囲として、生理的な面だけでなく心理的な面も加えるのか、等である。この議論が、一般的な概念の段階からさらに踏み込み、より細目の議論へと進んでいくとすれば、将来の日本の特定保健用食品制度においても、評価の仕方、あるいは現在認められている「保健の用途」などに大きな影響を及ぼすものと考えられる。その動向が注目されるどころである。

表4 コーデックスと日本の関わり

年代	コーデックス	日本
198X		機能性食品
1991	一般強調表示ガイドライン採択 (CAC/GL1-1979, REV.1-1991)	特定保健用食品制度
1995/6		栄養表示基準制度
1997	栄養強調表示の使用に関するガイドライン採択 (CAC/GL 23-1997)	(1997-2001) 規制緩和 (形状規制・上限摂取量の撤廃、成分本質等医薬品の範囲の見直し)
	健康強調表示の使用に関する勧告 (ステップ3)	
2001		
2004	栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (ステップ8)	保健機能食品制度 栄養機能食品 特定保健用食品
2005	健康強調表示の科学的根拠 (ステップ3)	(1) Nutrient Function Claims 特定保健用食品
		(2) Other Function Claims 疾病リスク低減表示 (3) Reduction of Disease Risk Claims

編集委員会より

本年度より奥編集委員長から千葉大学園芸学部の真田編集委員長に交代いたしました。奥編集委員長におかれましては、研究会発足時から会誌、ニュースレターの発行にご尽力いただき誠にありがとうございました。ニュースレターも新しい企画を取り入れながら編集活動をさらに充実させていきたいと思っております（青江）。

平成17年度会費納入のお願い

当学会は学術集会、公開講演会の開催、学会誌、ニュースレターの発行などの運営を会費に依存しております。平成17年度の会費を平成17年6月30日までに同封の振込用紙でご納入下さいますようお願いいたします。

平成17年度会費			
正会員	5,000円	学生会員	2,000円
団体会員	10,000円	賛助会員	50,000円（一口）

会員状況：平成17年4月30日現在					
●正会員	214名	●学生会員	8名	●賛助会員	43社
●団体会員	5団体	●名誉会員	8名		

【賛助会員】

太陽化学株式会社
大日本製菓株式会社
ダニスコジャパン株式会社
伊那食品工業株式会社
日本ケロッグ株式会社
松谷化学工業株式会社
株式会社カイゲン
日本甜菜製糖株式会社
旭化成ケミカルズ株式会社
清水化学株式会社
昭和産業株式会社
明治製菓株式会社
アーラフーズ・イングリデーションジャパン株式会社
日本エヌエスシー株式会社
セレストージャパン株式会社

株式会社荻野商店
日本食品化工株式会社
大塚製菓株式会社
財団法人日本こんにやく協会
株式会社林原生物化学研究所
サントリー株式会社
富士バイオ株式会社
武田キリン食品株式会社
株式会社横浜国際バイオ研究所
日清食品株式会社
朝日食品工業株式会社
大和薬品株式会社
コロト・ナチュレルジャパン株式会社
株式会社大麦発酵研究所

全国精麦工業協同組合連合会
佐合食品工業株式会社
雪印乳業株式会社
株式会社はくばく
社団法人菓子総合技術センター
大和化成株式会社
日清ファルマ株式会社
日本バイオコン株式会社
第一出版株式会社
三和澱粉工業株式会社
フィプロ製菓株式会社
株式会社東洋新薬
ロケットジャパン株式会社
フジ日本製糖株式会社

(順不同)



日本食物繊維学会

Newsletter No.19

発行日 : 2005年5月30日

事務局 : 日本食物繊維学会事務局

発行人 : 日本食物繊維学会理事長 池田義雄

〒162-8636 東京都新宿区戸山1-23-1

編集人 : 真田宏夫, 青江誠一郎

独立行政法人 国立健康・栄養研究所

印刷所 : 江戸クリエート株式会社

食品表示分析・規格研究部気付

〒113-0033 東京都文京区本郷3-4-10

TEL : 03-3203-5602, FAX : 03-3205-6549

三翔ビル本郷3階

<http://jdf.umin.ne.jp>